

老認発0426第1号
令和6年4月26日

各都道府県・市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための
健康保険法等の一部を改正する法律第13条の規定による
改正後の介護保険法施行後の消費税の取扱いについて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後の介護保険法（以下「令和5年改正介護保険法」という。）第115条の22第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることができることとされるとともに、第115条の47第4項の規定により、地域包括支援センターの設置者は、総合相談支援事業の一部を委託することができることとされています。今般、国税庁とも協議の上、これらの改正に伴う消費税の取扱いを下記のとおりお示しすることといたしましたので、内容を御了知いただくとともに、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受ける場合の消費税の取扱い

令和5年改正介護保険法が施行される令和6年4月1日以降、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合と同様に、消費税法別表第二第7号イ及び消費税法施行令第14条の2第3項第9号の規定に基づき、介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援として、消費税が非課税となる。

なお、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援を地域包括支援センターの設置者からの一部委託により行う場合、消費税は課税となることに留意すること。

2. 地域包括支援センターの設置者が総合相談支援事業の一部を委託する場合の消費税の取扱い

令和5年改正介護保険法が施行される令和6年4月1日以降、総合相談支援事業の一部委託を受けた者が当該一部委託を受けた事業を行い、その対価として地域包括支援センターから委託手数料等を受領する場合における、当該一部委託に係る事業として行う資産の譲渡等は、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成18年厚生労働省告示第311号）第1号から第3号までに掲げる事業として行われるものに該当することから、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第二第7号ハ及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の3第五号の規定に基づき、消費税が非課税となる。